**５－３　富山県地域リハビリテーション支援体制について**

　県では、平成12年度から「富山県地域リハビリテーション支援体制整備事業」を実施し、富山県リハビリテーション支援センターおよび地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、脳卒中や難病患者等の地域でのリハビリテーション支援を行うほか、リハビリテーション従事者への専門的技術支援や、研修会、協議会の開催、医療介護連携を促進するための調査等を行ってきた。

　平成29年の介護保険法改正により、市町村における自立支援・介護予防・重度化防止に向けた保険者機能が強化され、リハビリテーション専門職と連携した地域ケア個別会議や介護予防教室等の開催し、効果的な地域支援事業を促進するため、リハビリテーション専門職の派遣･調整等を行う地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターおよび協力機関を指定した。

